



村田きょうこ マンスリーレポート

2022年11月[号外]

村田きょうこ事務所 〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 TEL03-6550-1222

公式サイトはこちら

<https://murata-kyoko.com/>



公式サイト



YouTube



Twitter



Facebook



Instagram

皆さん、ご安全に！村田きょうこです。いつもあたたかいご支援をいただき、ありがとうございます。

11月10日(木)の経済産業委員会で、議員になって初めて質問をしました。内容は、「**ガス事業法及びJOGMEC法の一部を改正する法律案**」についてです。今回は、その要点を号外でお伝えします。

1. 今後のLNG供給力について

【課題認識】

- ・日本はマレーシアから年間使用量の13.6%の天然ガスを輸入している。
- ・土砂崩れによるパイプラインのガス漏れ発生のため、マレーシア・ペトロナス社が購入相手への供給義務を免れる「不可抗力条項」を宣言。
- ・長期化すれば、日本へのLNG供給にリスクが生じる可能性も。



マレーシアの天然ガスパイプライン事故について、西村大臣が10月28日に行った会談の内容は？日本への供給の影響は？

西村経済産業大臣：この冬の安定供給を強く要請し、同社からも引き続き尽力するとの回答があった。現時点でガス供給に大きな影響は出ていない。エネルギーの安定供給に全力を尽くしていく。

2. ガス大口需要家の使用制限について

【課題認識】

- ・都市ガスの消費量が多い業種として、その他製造業、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業、機械製造業が上位を占める。
- ・天然ガスの供給がひっ迫した場合、適用除外となる産業を除く大口需要家に対して、使用制限が課される。




使用制限の対象となる大口需要家は、都市ガスを多く使っている鉄鋼・非鉄・金属製品製造業などが中心になるのか。

松山政府参考人：電気事業法を参考にしつつ、ガスの特性を踏まえながら決めていくこととなる。制限については、事前に十分な時間を取りながら相談しながら決めていく。




使用制限によって製品が造れずに損失が出た場合でも、補償はないのか？

松山政府参考人：補償は想定していない。その上で、想定外の影響等が生じる場合は、その時点で適切に検討する。 



使用制限が行われた場合、効果や影響などの事後検証が必要と思うが？

松山政府参考人：執行にあたってのその都度の検証は非常に重要。事後的な検証を行い、適切な運用となるよう取り組んでいく。 

3. 国内備蓄について

【課題認識】

- ・欧州や中国、韓国は、国による天然ガスの貯蔵目標が示されている。
- ・日本では法律上の貯蔵義務がなく、国営貯蔵施設もない。
- ・新潟県では枯渇したガス田を使って地下に貯蔵している。



現在のように、長期契約よりも価格の高いスポット価格で LNG を購入しなければならない場合に備えて、国内備蓄を検討すべき。

定光政府参考人：検討は続けるが、ヨーロッパのような規模での地下貯蔵は、膨大な時間と費用などを要するため、十分な量の貯蔵の見通しも立っていない。

4. 電力料金の負担軽減策について

【課題認識】

- ・総合経済対策として、高騰する電気やガス代への補助金が検討されている。
- ・低圧や高圧受電者には補助金が支給されるが、特別高圧は対象外。



特別高圧が負担軽減の対象外となっている理由は？

松山政府参考人：（電力料金上昇分の）価格転嫁の可能性、規模、事業構造などを勘案して、大規模事業者への支援よりも家庭や中小企業への支援を優先して行う考え。



特別高圧使用者だからすべて価格転嫁できているわけではなく、支援対象とすべき。価格転嫁をしっかりと行っていくことが、物価高に対応する賃上げにもつながる。その環境づくりをお願いする。

以上です

【次回質問のお知らせ】

11月16日(水)の13時50分(予定)から、消費者に関する特別委員会で保険契約に関する質問をすることが決まりました。お時間がある方は、WEB中継をご視聴ください。

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>